

特定復興再生拠点区域外への 帰還・居住に向けた今後の進め方について

令和4年6月

内閣府原子力被災者生活支援チーム

これまでの経緯

- 2011年12月、**帰還困難区域**について、政府は「将来にわたって居住を制限すること」「少なくとも5年間は固定することとする」区域として設定しました。
- 2016年8月、この**帰還困難区域**については、事故後から5年5カ月が経過し、一部では放射線量が低下していること等を踏まえ、帰還困難区域において、居住を可能とすることを旨とする「**復興拠点（特定復興再生拠点区域）**」を、各市町村の実情に応じて適切な範囲で設定し、整備することを決定いたしました。
- その後、福島復興再生特別措置法の改正や、予算等の措置を行い、2022年、2023年における**特定復興再生拠点区域**の解除を目指しているところです。大熊町におかれましては同区域について、**本年6月末～7月上旬の避難指示解除**を目指しております。

特定復興再生拠点区域外における政府方針について（１）

- 他方で、帰還困難区域における**特定復興再生拠点区域外(拠点区域外)**については、政府としての方針をお示しすることが出来ておりませんでした。
- そうしたなか、「拠点区域外への帰還・居住に向けた**避難指示解除の方針を早急に示してほしい**」「拠点区域外の自宅に帰りたいという**住民の声**に応えるべき」といった御意見・提言を、地元自治体や与党から頂いてきたところです。
- 2021年8月、「**2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、避難指示解除の取組を進める**」という政府方針を決定いたしました。

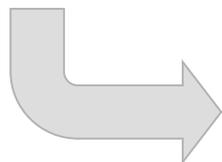
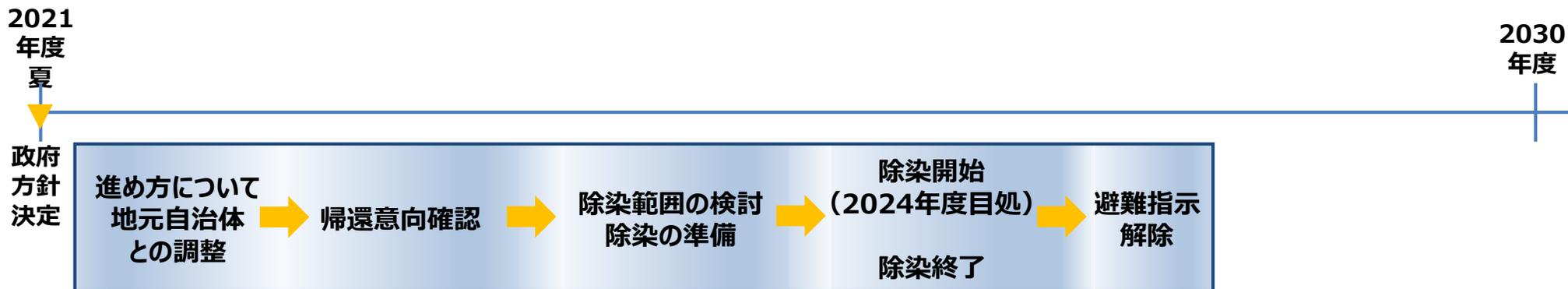
特定復興再生拠点区域外における政府方針について（２）

- これは、これまでの除染のように「どの地域にお住まいかによって、最初から対象になるかどうかが決まっている」「低線量地域から順番に除染していく」といった進め方ではなく、「**御自宅に早く戻りたい**」という住民の皆様のお気持ちを最優先に、帰還の御意向を踏まえて、帰還される皆様の生活環境の除染に着手し、**避難指示解除の取組を進めるもの**となります。
- 今回の説明会では、この新しい方針に基づく帰還・居住に向けた今後の進め方について、御説明をさせていただきます。
- 政府として、**将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む**との決意に揺らぎはありません。今回の取組を進める中で、残された土地・家屋等の扱いについては、地元自治体と協議を重ねつつ、検討を進め、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組みます。

今後の避難指示解除の流れについて

- 今回の政府方針については、**2020年代をかけた、帰還意向のある住民が帰還**できるよう、帰還意向を個別に丁寧に把握し、拠点区域外の避難指示解除の取組を進めるものです。
- 地元自治体とよく相談し、**2020年代をかけた、「意向確認」→「除染」→「避難指示解除」のサイクルを複数回（第1期⇒第2期⇒…）行うこと**などを想定しています。

<今後のスケジュール（イメージ）>



地元自治体とよく御相談し、「意向確認」→「除染」→「避難指示解除」のサイクルを、2020年代をかけた、複数回（第1期⇒第2期⇒…）行う。

これまで頂いてきた御指摘・お声について

- 今回の政府方針について、各自治体において、**議会、行政区長会、住民説明会、個別行政区長とお打ち合わせ**等を重ねてまいりました。そうしたなかで以下のような御指摘・お声を頂いております。
- これまで全域の除染を求めてきた地元の意見をないがしろにしている。
- まず除染してから帰還意向を聞くべき。順番が違う。
- どこまで除染されるか分からない。住民意見を除染範囲に反映してほしい。
- 生活する上では、宅地・道路の除染だけでは不十分。山林・農地・水源が生活に必要。
- 神社、仏閣、墓地なども心のよりどころなので、除染対象にしてほしい。
- 年間何日家に居れば帰還と見なされるのか。
- 帰還意向を示して、帰れなくなったらどうするのか。ペナルティはないのか。
- 帰還意向のない家屋を国が解体し、土地を買い取ってほしい。
- 希望の持てる説明だった。解除が進んできた印象。
- まだ政府方針を理解できていない人が多い。説明を重ねていけば（帰還に対する）考えが変わる人がいるかもしれない。

第1期の帰還意向確認と避難指示解除に向けて

- 大熊町においては、6月11日・12日における県内4か所の住民説明会において、今後の流れを御説明させていただき、**第1期の帰還意向をお伺い**させていただきたいと考えております。
- 帰還意向のお伺いの前には、行政区別の説明会も実施させていただくことを検討しております。
- **22年度、帰還意向確認**を実施させていただき、**23年度に除染範囲の検討、除染の準備、24年度に除染を開始**させていただき、除染終了後、**避難指示解除**をする流れを想定しております。

<今後のプロセス（イメージ）>



意向確認については、各自治体とも御相談の上で実施します。

地理的環境、周辺環境なども踏まえ除染範囲を検討します。進め方の詳細は各自治体とも御相談し、御案内します。

検討された除染範囲をもとに、除染を実施します。

※ 帰還される方の御自宅に加え、生活に必要な道路を除染することなど、生活環境における放射線量を着実に低減し、安全・安心に万全を期す

2022年度の進め方について

- 大熊町においては、6月11日・12日における県内4か所の住民説明会以降、**夏頃を目途に帰還意向の確認を行いたい**と考えております。
- 帰還意向確認の前には、**行政区別の説明会**も実施させていただくことも検討しております。御不明点等について丁寧に確認させていただくためにコールセンター等も設置させていただく予定です。
- 帰還意向の御回答を踏まえた大まかな除染範囲の案について、町とも御相談の上で、**今年度中に、まずは行政区長と御相談**することを予定としています。
- 除染については、拠点区域外の御自宅に帰りたいという御意向を踏まえて、地元自治体ともよく御相談し、帰還に必要な箇所を除染を実施し、避難指示解除を進めてまいります（例：帰還される方の御自宅に加え、御自宅に至るまでの道路を除染することなど）。**除染の手法・範囲**については、地元自治体ともよく御相談し、**帰還される方の生活環境の放射線量を着実に低減**し、避難指示解除及び住民の安全・安心に万全を期してまいります。

帰還意向確認について（実施時期などについて）

- 帰還意向の確認について、事故当時、拠点区域外に住民票を有し、土地・家屋を所有していた方と、その同居親族を対象とし、**本年夏頃を目途に、帰還意向を確認する書面を世帯主の方に送付**させていただく予定としています。
- 今回の帰還意向確認に関して、御回答いただける場合については、**郵送から1カ月程度を目途に御回答**いただけますと幸いです。
- 帰還の御意向を示していただいた方については、行政区長とも御相談の上で、お名前の行政区内への共有などを通じ、**防犯・防災や地域の自治・コミュニティ機能の促進**に繋がっていきたいと考えております。
- また、今後の除染の手法・範囲の検討に向けた実地調査のため、帰還の御意向を示していただいた方の敷地へ、立入をさせていただく可能性があります。（立入の際には個別に御連絡をさせていただきます。）

帰還意向確認について（営農の御意向）

- また、帰還の御意向のある方には、併せて**営農の御意向**もお伺いします。
- **インフラ整備（水路・ため池・農道など）・体制構築**等が必要なものについては、**自治体とも協議**させていただき、対応を御相談させていただきます。宅地を中心とした除染のプロセスとは異なり、インフラ整備（水路・ため池・農道など）・体制構築等に関する調整をさせていただいたうえで、どのような対応ができるか御相談させていただくこと、予め御理解をいただけますと幸いです。

帰還意向確認のための書面について

- **本年夏頃を目途に、帰還意向を確認する書面を世帯主の方に送付**させていただく予定としています。具体的には以下のような項目・内容についてお伺いします。

＜帰還意向を確認する書面における主な項目・内容（案）＞

- お名前、連絡先、行政区
- 帰還の御意向（御家族のなかでどなたが戻られるか）
- 御自宅（土地・家屋）の権利者
- 営農の御意向（農地の場所や作物の種類等も含め） 等

※御回答のタイミングは、郵送から【1カ月程度】を想定。

次回の住民説明会について

- 帰還意向確認の前には、**行政区別の説明会**も実施させていただくことも検討しております。詳細が決まりましたら御連絡いたします。
- 帰還意向確認を踏まえて、町、行政区長とも相談のうえで、避難先別又は行政区別の**住民説明会を改めて開催させていただきたい**と考えております。
- 今後の進め方について、再び御説明のお時間を頂きご意見賜れば幸いです。